

令和7年度高齢者の運転免許自主返納促進に向けた実証実験実施要領

（目的）

第1条 この実証実験は、運転に不安を感じる高齢者に対し、運転免許自主返納制度に関する普及啓発を行う団体等を「徳島県運転免許自主返納促進協力団体」（以下「協力団体」という。）として認定し、更なる普及啓発を行うことで、自主返納の促進及び高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に資することを目的とする。

（認定の対象）

第2条 協力団体として認定の対象となるのは、次の各号の全てに該当する団体等とする。

- （1）県内に住所を置き、県下全域に個人会員（役職員は除く。）を有する民間の団体等であること
- （2）徳島県交通安全対策協議会の構成機関・団体に含まれていないこと
- （3）とくしま消費者見守りネットワークの構成機関であること
- （4）団体等の個人会員により、県下の地域の高齢者やその家族等に対し、運転免許自主返納制度に関する普及啓発を行うことが可能であると認められること

（認定審査会）

第3条 県は、協力団体認定の審査を行うため、徳島県運転免許自主返納促進協力団体認定審査会（以下「認定審査会」という。）を設置する。

2 認定審査会設置要領は、別に定める。

（認定に関する手続）

第4条 県は、次の各号に掲げる手続により、協力団体を認定するものとする。

- （1）県は、期間を定めて、協力団体の公募を行うものとする。
- （2）協力団体への認定を希望する団体等（以下「申請団体」という。）は、認定申請書（様式）等を県に提出するものとする。
- （3）県は、前号による申請があったときは、認定審査会において審査の上、認定の可否について決定する。
- （4）県は、審査の結果について、申請団体に対し、通知するものとする。

（実績報告）

第5条 協力団体は、普及啓発の実施状況等について、年度末に実績を県へ報告するものとする。

（認定の取消）

第6条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り消すことができる。

- （1）申請内容に虚偽があったとき

- (2) 認定辞退の申し出があったとき
- (3) 社会的に重大な問題を起こしたとき
- (4) その他、知事が特に認めるとき

(協力団体への措置等)

第7条 県は、県制作の「高齢者運転免許自主返納者優遇店ガイドブック」掲載事業者に対し、令和7年度中、協力団体会員にも同等の優遇サービスを提供するよう依頼する。

- 2 県は、協力団体会員への優遇サービス提供について同意を得られた事業者の情報を協力団体へ提供するとともに、協力団体会員が支障なく優遇サービスを受けることができるよう配慮する。
- 3 前項の措置については、県と協力団体が協議の上、実施するものとする。

(事務処理)

第8条 この実証実験に関する事務は、徳島県危機管理部消費者政策課が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年12月10日から施行する。